

（午前9時30分 開議）

○議長（中本正人君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（中本正人君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中本正人君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において14番 岡君、16番 岡本君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中本正人君）日程第2 一般質問 を行います。

順番13、16番 岡本君。

〔16番（岡本安弘君）登壇〕

○16番（岡本安弘君）皆さん、おはようございます。一般質問も3日目となりました。大トリには会派代表が準備万端、今か今かと手ぐすねを引いて待ち構えている状態でございますので、いいご答弁をいただいてバトンタッチできたらと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

先日、東京研修の折、浅草文化観光センターや近隣のまるごとにつぼん、有楽町のアンテナショップ等を見学し研修させていただきました。日本全国の特産品、名産品が一同に集められ、2020年東京オリンピックを3年半に控え、いよいよ地域の競争力が試されると

いうことを肌で感じました。地域間大競争に勝ち抜くことが、本市が生き残る道であることを確信した次第でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

今回も、人に・景気に・まちの未来に真っすぐという私のモットーに沿って進めさせていただきます。

はじめに、まちの未来に真っすぐということで、学校給食についてお尋ねします。

2013年12月に和食がユネスコ世界文化遺産となって3年がたちました。世界の中で日本食の良さが改めて確認されていますが、一方、国内では日本人の和食離れが目立ってきており、米食離れも加速し、国内の米価格の下落から稲作農家は窮地に立たされています。また、和歌山県の子どもの貧困率は10位となっており、財政的に厳しい子育て世代が安直にファストフードに偏りがちな食生活となることで、子どもたちが日本人に最も適した食生活を送る機会が著しく減少し、家では和食を食べないという家庭もあります。こういった食生活は子どもたちの体質にも影響することを考えると、学校給食における和食の割合を上げていく取り組みが重要と考えます。

そこで、学校給食における和食の日の取り組みについてお尋ねします。

日本人の伝統的な食文化について見直し、和食文化の保護・継承の大切さについて考える日として、和食の日は制定されました。日本は海・山・里と豊かな自然に恵まれ、多様で新鮮な旬の食材と、うまみに富んだ発酵食品、米飯を中心とした栄養バランスにすぐれ

た食事構成を持つ和食の文化があります。和食は食事の場における自然の美しさの表現、食事と年中行事・人生儀礼とその密接な結びつきなどといった特徴を持つ、世界に誇るべき食文化です。日本の秋は実りの季節であり、自然に感謝し、来年の五穀豊穡を祈る祭りなどの行事が全国各地で盛んに行われる季節でもあります。日本の食文化にとって大変重要な時期である秋の日に、毎年、一人ひとりが和食文化について認識を深め、和食文化の大切さを再認識するきっかけの日となっていくようお願いを込めて、いい日本食、11月24日が和食の日とされていますが、本市の取り組み状況をお聞かせください。

次に、全食和食の実施についてお尋ねします。

米どころの新潟県三条市では、平成20年度から完全米飯給食に取り組んでいます。小児肥満児が減少したなどの健康面や、残食率が減ったなどの環境面の効果の公表もされています。本市においても、完全または週4日以上の和食に取り組んでみてはどうでしょうか。

2項目めに、人に真っすぐということで高齢者対策についてであります。

平成27年4月、改正介護保険法が施行され、予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる新しい総合事業が平成30年4月より開始となるにあたり、本市では和歌山県下でいち早く取り組み、本年10月より開始になりました。しかしながら、その旨が広報9月号に掲載されていましたが、正直、介護に従事していた私が見ても記事の内容がよくわかりません。高齢者の方からは、要支援1・2の訪問介護、通所介護が厳しくなるらしい、介護施設から出されるのではとか、介護保険が使えなくなるらしいが広報を見てもよくわからないなどといった相談をよく受けるようになりました。

実際には、訪問型サービスについては、現行サービスと訪問型サービスA・B・C・D、通所型サービスについては、現行サービスと通所型サービスA・B・Cとサービス種別が分かれており、多様なサービスが追加となったはずですが、結局のところ危機感のみが先行し、一体何が変わったのか、今までのサービスは利用できるのか、利用料金はどうなるのかなど、新しい総合事業が10月より開始となっているがよく理解されていないのが現状であります。

そこで、介護予防・日常生活支援総合事業の制度について、何が追加されて、何が厳しくなるのか、かみ砕いてご説明ください。

次に、市民・利用者対象者などへの説明については、今までの状況では不十分であると感じています。今後どのようにされていくのかお聞かせください。

最後に、景気に真っすぐということで、ふるさと納税のメニューとしての受益サービス強化についてお尋ねします。

ふるさと納税（ふるさと橋本応援寄附金）については、本年6月議会でもお尋ねしました。本市においては、地域の事業者や生産者のやる気を促すことを一番に考え、本市の素晴らしい製品の情報発信、売れる製品づくりを、本制度を通じて取り組んでいるとの産業振興への市長の熱い思いを伺ったところあります。また、本会議の冒頭に市長がおっしゃったように、市内の事業者に対して補助金等で支援しながら新商品開発の促進に力を注がれており、また、これによって完成した商品は、ふるさと納税の魅力ある返礼品としても登録されるであろうと思料します。本年も取り組みを始める自治体がますます増えて競争にはなりますが、このふるさと納税の市場はさらに大きくなり、本市の産業振興から見ると、まだまだチャンスが続くものと考えて

います。

1次産業、2次産業の発展は本市においても重要であるが、今回はとりわけ第3次産業（サービス産業）に目を向け、その中でも本市においては就業者も多い医療や福祉サービスの活性化は本市にとっても重要と考えます。ふるさと納税制度を通じるならば、市外に出た子ども世代がふるさとの親御さんを思う気持ちに対して、物でない無形のサービスでお応えできる、そんな返礼品もあるのではないかと考えるわけであります。

そこでお尋ねします。まず、ふるさと納税の返礼品のメニューとして、代行サービスを提供するメニューはありますか。また、サービスの提供の返礼品のメニューに登録することについての当局のスタンスについてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁、よろしく願いいたします。

○議長（中本正人君）16番 岡本君の質問項目1、学校給食における和食に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（森中寛仁君）登壇〕

○教育部長（森中寛仁君）おはようございます。

学校給食における和食の日の取り組みについてお答えいたします。

和食の日とは、一般社団法人和食文化国民会議の活動における最大の事業であり、平成26年から11月24日、和食の日を中心として、全国の小学校、中学校等で「だしで味わう和食の日」という企画を通じて、児童等が和食文化とは何かを知るきっかけの日とすることで、和食文化の保護・継承につなげていくことを目標とした日であると認識しています。

本市では、本年11月24日の和食の日に、す

まし汁、のっぺい汁を採用し、和食の献立といたしました。献立表の11月24日の欄には和食の日と表記し、吹き出し、コラムにて簡単な説明を表記するとともに、献立表裏面の5分の3を使って、「日本の食文化、和食をもっと知ろう」という記事を作成し、周知を図りました。

今後とも同様の取り組みを行うとともに、各学校へ和食の日の周知について働きかけを継続してまいりたいと考えています。

次に、全和食の実施についてお答えいたします。

農林水産省発行「和食ガイドブック」によりますと、和食は食材、料理、栄養、もてなしの四つの要素により構成されるとなっております。また、野菜、山菜、キノコ、魚を中心にした日本産の食材を利用し、蒸す、ゆでる、煮るなどの調理法により料理したもので、低カロリーでバランスの良い栄養に配慮し、食事のマナーや食の場に施された趣向を理解し、互いを思いやる心を大切にされたものが和食であるとされています。

平成28年11月の高野口学校給食センターの献立を例に挙げますと、全20日のうち、パン食が5日、サラダ、キムチ、ナムルなどが含まれた全和食以外の米飯給食が6日であり、全和食は9日でした。

全和食の献立には、かつおだしを利用したのっぺい汁、みそ汁、豚汁、ナメコ汁、高野豆腐の卵とじ煮が含まれています。ナムルの日にもかつおだしを利用した、うのはなのいり煮が含まれています。

かつおだしは、かつおぶしを粗く砕いたものにかつおぶしをつくる際に出る煮汁を濃縮してコーティングし、焙煎乾燥した後にフレーク状にし、煮出し用パックでパック詰めにされたものを購入して、学校給食センターで煮出しをしています。

食材は地場産品にこだわり、40%以上が地場産品であり、ほとんど国内産を使用しています。

学校給食については、2週10日をつ一つの周期とし、1週目は米飯4食、2週目は米飯3食の週3.5食を原則としています。平成21年3月31日、文部科学省スポーツ・青少年局長通知「学校における米飯給食の推進について」には、週4日程度を目標とするとされています。この通知には、地場産物の活用推進の観点から、地場産の米や小麦を活用したパン給食など、地域の特性を踏まえた取り組みにも配慮するとされており、市内に製パン業者があることから、当面の間、米飯給食3.5日を維持したいと考えています。

本市では、児童生徒に安心安全なおいしい給食を提供するとともに、多様な食文化を体験していただくことを重視しています。今後とも、和食、洋食、中華、韓国料理、インド料理等を献立に採用していきたいと考えています。

○議長（中本正人君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）部長、ご答弁ありがとうございます。和食の日は11月24日ということで、そのあたりはコラムにて簡単な説明等もしていただいているということでもあります。

一つ、またご提案なんですけど、この和食の日の事業というのは、先ほどもご答弁をいただきました、一般社団法人和食文化国民会議の活動なんですけれども、今回、この事業に実施登録されている学校というのが、この28年度で全国で2,932校、そのうち、ここ、和歌山県下では、たった9校にすぎないわけでございます。内訳としては田辺市が5校、和歌山市、白浜町、ほんで、かつらぎ町の大谷小学校と9校なんですけれども、この事業、

取り組み、もう知っていただいておりますかと思うんですけども、正式に本市が届け出て、活動というのを内外にPRしてはいいのではないのかなと思うんですけれども、先日、東京出張で行かせていただいたときに、農林水産省の国産消費企画班の担当官と面会させていただいて、これについていろいろお話をさせていただいたわけなんですけれども、この事業の取り組みというのは、登録するだけでいろいろな食文化の給食に対して、いろいろな情報をいただけるよということでもございました。また、登録したからといって、いろんな煩雑な縛り等々もないよというお話でしたので、この機会に本橋本市としても、ぜひ参加してみたいかと思っております。

○議長（中本正人君）教育部長。

○教育部長（森中寛仁君）和食の日の取り組みにつきましては、議員おただしのように、近畿農政局長から県の教育長、学校教育局から通じまして、本市のほうへもご案内が参っております。今年度の和食の日はもう既に過ぎておりますので、また来年度以降の11月24日の和食の日の取り組みに対しましては、また各学校の校長先生が集まる校長会等で周知いたしまして、学校でかんで応募できないかというふうなところを、また校長先生のほうに投げかけたいと思います。議員おただしのようにいろんなテキストとか、資料等がまた送られてまいりますので、その辺の活用につきましてはまた学校のほうで、できるだけまた先生を通じまして児童生徒のほうにしていけるようなところで、また取り組みたいと考えております。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）部長、ありがとうございます。今、先ほども言わせていただいたように、登録するのみでいろいろな情報もいただける。それとまた、事務的なところであった

りとか、予算が必要であるよというふうなことではございませんので、いろんな情報もいただけますので、ぜひとも各学校に働きかけていただいて、参加していただきたいなと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

それと、皆さんもご存じのとおり、和食というのは一汁三菜というような献立がありまして、おみそ汁、お浸し、なます、煮物、焼き物といったものがあるわけなんですけれども、この和食の減退というものでいろんなものが食卓から消えているように感じております。みそやしょうゆ、タマネギ、卵というのは代表的な県の特産品でございますし、灰干しサンマというようなものも和歌山市内の特産品でございます。米酢にいたっては、お隣の和泉発祥の伝統調味料でありますし、和歌山県にはこういったすばらしい食材や調味料といったものがあるんです。

話は少し変わるんですけど、皆さん、「おべんとうばこのうた」ってご存じでしょうか。幼少の頃に一度は耳にしたことがあると思うんですけれども、それではここで1曲と言いたいところなんですけれども、厳粛な場でございますので、歌詞のみ少しご紹介させていただきます。「これくらいのおべんとうばこに、おにぎりおにぎりちよつとつめて、刻みショウガにゴマ塩振って、ニンジンさん、サクランボさん、シイタケさん、ゴボウさん、穴のあいたレンコンさん、筋の通ったフキ」というような歌詞でございます。皆さん、一度は耳にしたことがあると思うんですけども、今、読ませていただいた中で、少しあれ、というような、お気づきになった点ってございませんでしょうか。私の記憶の中では、2はニンジン、3はサンショウであったかと思うんですけれども、このサンショウというのは和歌山県が全国シェアの80%を占めるものがございます。それがいつのまにか、サクランボに

変わっているわけでございます。

先般、あるこども園にもちょっと見学に行かせていただいたときに、ちょっと耳にしたんですけれども、やっぱり危機感というのを少し感じたわけございまして、いつの間にかなれ親しんだ、そして当たり前のようになっていったものがだんだん消えていくと。世界遺産というのも同じであるのかなと思うわけで、なくなるおそれがあるから指定されたというようなご意見もございます。和食でこそ感じられる和歌山の食文化といいますか、ものがあるのかなと思いますし、それを子どもたちにしっかりと守り伝えていく必要があるのかなと思うんですけれども、もちろん、和食ばかりではあれなんで、たまに、おかずがスパゲッティであったりとか、今、橋本市が力を入れているはしもとオムレツであったりとかというのもいいとは思いますが、やはり、きちんとした日本の食事、世界が認めた食事というものを子どもたちに食べる習慣というのをつけるのが学校給食ではないのかなというふうに思うわけなんですけれども、その辺の重要性については、部長、いかがお考えでしょうか。

○議長（中本正人君）教育部長。

○教育部長（森中寛仁君）和食につきましては、例えば、海外セレブの方も、例えば、マドンナさんとかでしたら、日本食の専用の料理人を雇うなど、大変健康面で良いというふうなところはいろいろ周知もされておられます。ただ、先ほどご答弁申し上げましたように、今、本市の給食センターでも、かつおだしを中心とした和食でありますとか、また、栄養バランスを考慮した給食をご提供させております。議員おただしのように、そのような地場産品の食材等を利用して、今後とも全和食にはなかなか一般事業所もございませんし、パンにつきましても、最近はいろんな

ものを加えましたパンで、児童生徒からも大変好評をいただいているようなところはお聞きしておりますので、またその辺も考慮しながら、今後、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ご答弁ありがとうございます。和食をきちっとした形で食べる習慣というのが大事でありますし、今、おっしゃられたように地域の事情もございますので、その辺はまたお願いしておきます。

それと、一つなんですけれど、1年365日を1日3食とした場合、1,095食になるんですけれども、給食5日間の占める年回の割合というのは、わずかそのうちですと17%であるわけでございます。先ほど、壇上でも答弁いただきました、先月の高野口学校給食センターの献立でありますと、全20食のうち、9日が和食であるならば、1年のうちの和食の給食の割合は8%になるわけで、1,095食のうち87食ということになるわけなんですよね。これが多いか少ないかというのは、いろいろ賛否両論あるところなんですけれども、この実数で、今、世界が認めた、いろいろ専用の料理人もという話も答弁いただきましたけれども、和食の良さというのが果たして子どもたちに伝わるのかなというのが疑問に思うところでございます。

地場産物の活用・推進というのは、以前より壇上でもいろいろ話をさせていただいているところなんですけれども、地域性も考えて完全に全食和食というのは、さすがに難しいのかなというのは理解できるところなんですけれども、壇上の答弁の中で一つ気になるところがあるわけなんですけれども、本市では、児童生徒に多用な食文化を体験することを重視しているというようなご答弁ございました。

一つ思うところなんですけれども、この忙しい現代人のお父さん、お母さんのいろんな事情を考えると、ファストフード等々外食産業も発展している中で、この洋食、中華、韓国料理、インド料理というのは、いつでも食べるんじゃないかなというふうに思うんですよね。逆にいうと、じっくり、かつおだしをとった和食をつくるというほうが大変なのではないのかなというふうに、私自身は思うわけで、その点を踏まえて、学校給食におけます和食の重要性というのを、部長、もう一度、また考えていただきたいと思うんですけれども。

和食の和の字というのは、和歌山の和ではないのかなと私自身は思っているわけなんですけれども、この郷土の良さというのも子どもたちに伝えられなくて何が教育なのかなと、何が産業の振興なのかなというふうにちょっと考えるわけなんですけれども、しょうゆとみそ、かつおぶしのない和食というのは、もちろん考えられないわけでございます。和歌山の特産品、産物といえ、そういったものが概ね挙がってこようかと思うんですけれども、その文化というのが和食を育ててきたのかなというふうに考えております。

私自身、子どもたちに和歌山の食文化を伝えることこそ、食育であったり、郷土を守るものになるのかなというふうに感じておりますので、そのあたり、食事を通して、また今後の食育向上というものを、いま一度考えていただきますように、またよろしく願いしときます。

これで一つ目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、介護予防・日常生活支援総合事業に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）介護予防・日常生活支援総合事業についてご説明をします。

この事業は介護保険制度の中の地域支援事業に位置付けられるものであり、市町村が独自性を発揮できるようになっています。本事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業に大きく二つに分かれており、介護予防・生活支援サービス事業では、要支援1・2の方、及び事業対象者が対象となり、一般介護予防事業は基本的に全ての第1号被保険者が対象となります。介護予防・生活支援サービス事業は訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントに分かれます。また、一般介護予防事業には、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業など5種類の事業があります。

そのうち、今までと大きく異なっているのが、訪問型サービスと通所型サービスです。訪問型サービスには、現行相当サービス・緩和した基準によるサービスA・住民主体による支援のサービスB・短期集中予防サービスのサービスC・移動支援のサービスDの5種類があり、通所型サービスには、現行相当サービス・緩和した基準によるサービスA・住民主体による支援のサービスB・短期集中予防サービスのサービスCの4種類があります。

これまでの介護保険のサービスは厳格に基準が定められており、市町村の独自性は発揮できませんでしたが、訪問型サービスA・B・C・Dや通所型サービスA・B・Cでは、市町村の独自の取り組みができるようになりました。

また、本市では、本年10月より県下で一番早く本事業を開始していますが、すぐに全ての要支援1・2の方が総合事業に移行するわけではなく、要支援認定の更新後に訪問介護、

通所介護にみ総合事業に移行します。

さらに本市が10月より実施しているのは現行相当サービスと5社の参入がある訪問型サービスAであり、サービスB・C・Dは今後実施方法等について検討してまいります。

次に、市民・利用対象者などへの説明についてですが、まず市民の皆さま全体に制度の開始に関する周知・啓発をするため、広報9月号及びホームページに掲載をしています。また、訪問型サービス及び通所型サービスの利用者である要支援1・2の方と事業対象者の方には、市地域包括支援センターがケアマネジメント業務を担当しているため、個別に説明をさせていただいています。現在のところ総合事業への移行については、順調に推移しているものと考えています。

また、今までの取り組みとしては、介護予防教室・地域ふれあいサロン・げんきらり～自主運営教室、老人クラブ、区の会合などで制度の説明を行ってきました。

今後とも地域に密着した形で説明を行ってまいります。

○議長（中本正人君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）部長、ご答弁ありがとうございます。先ほど、今、壇上でもお聞かせいただいたように、周知啓発広報9月号やホームページと、ほんでまた、地域包括支援センターのケアマネジャーが個別に説明、それと、介護予防教室であつたりとか、地域ふれあいサロン、げんきらり～自主運営教室、老人クラブ等々、区の会合などで説明責任を行っているとこのご答弁でございました。

今、広報9月号の1枚をちょっとコピーして持ってきたわけなんですけれども、先ほど私も壇上で質問させていただいたとおり、なかなかこれを見ただけでは、さすがにわかり

にくい。今もご答弁いただいた内容でいろいろお話を聞かせてもらっても、そしたら、高齢者にとって何がどう変わっているのか、本当に知りたい部分というのはなかなか口頭や文章だけでは伝わりにくいということです。今もこの各地域でいろんな説明会をしていただいているよということでございますので、また今後、10月からまだ開始になったところでございますし、また今後いろんな疑問とか、わからないというところも多々出てくると思いますので、そのあたりについては、また市民の膝元に出ていくというか、そういう形でいろいろ外に、いろんな地区単位であったり、個別に今後も今のような形で説明というのをさせていただきたいと思っておりますので、その点について、ひとつまたよろしくお願ひしときます。

それと、もう一つお聞きしたいんですけども、現行サービス以外の緩和した基準のサービスについてであります。今、訪問型サービスAの参入事業者が5件ということでございました。緩和した基準のサービスの稼働状況であったりとか、もう動き始めているよとか、またそこで業務していただける、生活支援サポーター講座というのをさせていただいているんですけど、それを今、受けられた方の人数というのがおわかりになれば、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）現在、サービスAですか、5社ということで、そういう登録のお申し出を受けております。この基準が緩和されたと申しますのは、人員等に専門職でない方も一定入っていただけるというふうな部分も含めての基準の緩和でございます。その緩和された人員に対応するために、現在、そういう方を養成するために、生活支援サポーター養成講座、これを開催してございます。

今年度の生活支援サポーター養成講座は、4回を予定しております。既に2回実施しておりますけれども、受講者数については101名の応募があって、現在、45名が受講しているという状況でございます。それから、サービスA、5社、登録は受けておりますが、今のところその利用状況について、ちょっとモニタリングはできておりません。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。訪問型サービスAの参入の事業所はありますけど、まだ動いてないということではなかったですかね。私自身もこの新しい総合事業についていろいろ勉強させていただいているわけなんですけれども、高齢者の方からいろんな相談や説明というのもしろいろさせていただくわけなんですけれども、今もご答弁いただいたかと思うんですけど、緩和された基準のサービスについてよく聞かれる中で、緩和された基準のサービスというのは、今までしてもらえなかったことというのをしてもらえというような、勘違いされているような高齢者の方がおられますし、今この現代高齢化社会の中で、高齢者を取り巻く生活環境であったり、ニーズといったものというのは、多くなってきているように感じるわけなんですけれども、再度、もう一度、ご確認ですけども、この緩和されたサービスというのはサービスの内容が緩和されて、また、サービスの幅がいろいろしてもらえということではなくて、運営の基準や人員が制度上緩和されたんですよと。サービスの幅が広がって、今までしてもらえなかったところもしてもらえというような緩和ではないということではなかったでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）訪問型サービスA、あるいは通所型サービスAというところ

ろで緩和した基準によるサービスとある、緩和の意味とはというご質問かなと思います。ここでいう緩和につきましては、今のおただしのおり、サービスの内容自体を意味するものではなく、事業所の人員などの基準、これを緩和したという意味での緩和でございます。それから、先ほど事業所の利用状況についてはないというよりは、うちのほう在实际そういう情報を持っていないということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）ありがとうございます。いろいろ相談を受ける中で、いろんな情報が飛び交っている中で、実際に知りたいところというのが広報でもわからないし、人づてで聞いてもなかなかその事業にかかわっている人でも理解しがたいところがございますので、そのあたり、また、いろんな疑問に対してはしっかりと対応していただきたいなと思うんですけれども、地域のサポーターとして新しい総合事業の中で、訪問型、通所型、多様なサービスの担い手として、今、部長もおっしゃっていただいた生活支援サポーター養成講座というのを2回開催していただいております、45名の方が講座を修了されたということでございます。

しかし、実際のところ、まだ訪問型で登録事業所が5件ということでございますので、この辺またいろんな支援といえますか、この事業が活性化することによって、またサポーターの活躍の場というのにも創出されていくのかなということでございますので、今回は養成講座を4回されるということですので、その方がまた活躍する場がないと結局意味がございませんので、そのあたりについてもまた運営していただけるような事業所、NPO、ボランティアであるのかなと思いますので、その辺の事業所の登録であったりとか、

稼働等についてはいろんな情報というのを密にさせていただいて、また今後も継続してサポートのほうをしていただけるようによろしくお願いしておきます。

それと、先ほどからもちょっとお話しさせていただいておるわけなんですけれども、高齢者の取り巻く環境というか、生活環境やニーズというのが、少子高齢者などが多種多様となってきておるわけなんですけれども、また、大項目3ともちょっと関連してくるわけなんですけれども、今後、高齢者を支えていくには、地域ケアシステムというのを今していただいているわけなんですけれども、介護職の専門職だけではなくて、やっぱり地域のサポーターの力というのが大変必要なというのも私自身、思っております。そのあたりについて、その方の活躍の場ということで、次の項目でまたお話ししていきたいと思っておりますので、2項目めの質問は一応これで終わらせていただきます。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）先ほど答弁させていただいたサービスAでございますけれども、今ちょっと確認いたしましたところ、現在、利用はなしということでございます。

○議長（中本正人君）次に、質問項目3、ふるさと納税のメニューとしての受益サービス強化に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（笠原英治君）登壇〕

○経済推進部長（笠原英治君）ふるさと納税のメニューとしての受益サービス強化についてお答えします。

このことについては、ふるさと橋本応援寄附金の返礼品として、地域の産品をお送りするほかにも、サービスの提供を選択肢として登録しています。

具体的には、橋本市シルバー人材センター

が実施するお墓の清掃代行があります。

シルバー人材センターには、年間に数十件の墓地清掃の依頼があると聞いており、この実績を活用し、市内にお墓を持っているが遠方にお住まいである方や、高齢により清掃が困難である方へのサービスとして、返礼品として昨年10月に登録しているところです。

サービス内容については、1万円の寄附をすれば、シルバー人材センターが3時間程度の清掃作業を実施します。

ふるさと納税の返礼品については地域産品のみならず、このようなサービスの提供、あるいは当地へ来てもらう体験メニューの提供等、各自治体が工夫を凝らしているところです。

また、最近では、物品消費のハードから体験・サービス消費のソフトへの移行が顕著であると言われていています。

このようなことから本市としましても、経験や体験、思い出、人間関係、サービス等、目に見えない価値を提供する返礼品の登録にも十分視野を広げて、市内事業者や生産者とも協議しながら知恵を絞っていきたいと考えています。

○議長（中本正人君）16番 岡本君、再質問ありますか。

16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）部長、ご答弁ありがとうございます。先ほど大項目2でもお話しさせていただいたように、介護予防・日常生活支援総合事業の開始によりまして、それだけではないですけれども、高齢者を取り巻く環境というのも大変大きく変わってまいりました。こうした状況も踏まえましてご提案させていただいているんですけれども、例えば、生活支援が必要な方の部屋の掃除など、生活動線から外れた生活支援、生活動線内では介護保険でいろいろな生活支援はしていただ

るんですけれども、動線から外れると介護保険が使えないという生活支援なんですけれども、例えば、庭の草引きであったりとか、窓掃除や応接間の掃除などが、一応、介護保険サービスができない部分であるわけなんですけれども、そういったところのサービスというのを、ふるさと納税の返礼品に登録できないのかなど。実家から離れて暮らす世代からの寄附につながるのではないかというふうに考えております。

また、介護事業者にとっても、今まで以上にサービスの内容を増やすことにもなるのかなと思いますし、そういったサービス商品をつくることで仕事も増加、また、大項目2でもありましたように生活支援サポーターの活躍の場にもなるのか、また雇用の創出にもつながるといふふうに考えております。

そこで、また一つお尋ねしたいんですけれども、ふるさと納税の返礼品にこうした介護サービスに関連したサービス商品というのを、登録することについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中本正人君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）議員からただ今ご提案がありました、日常生活支援に関連したサービスを返礼品にしていくということにつきましては、今の少子高齢化の現状を考えますと一定の需要はあると思います。さっきに壇上でも答弁させていただいたように、墓地の清掃同様、市外から移られて、ふるさとの橋本市に高齢の親御さんだけを残して、非常に気がかりに暮らされている方が、こういったサービスとして、例えば、見守りであったり、安否確認、外出支援、買い物、清掃などのそういった一般的な家事支援を代行、返礼品に加えていくことは可能であると思います。

今、ご提案いただきました介護サービスの

事業者が実施することにつきましては、いろいろな課題はあるかもしれませんが、市内の介護福祉サービス事業者の活性化にもなると思いますし、そういった生活関連サービス事業の創出等にもつながってこようかと思えます。そういう意味から、高齢者の多様なニーズに対応できるような支援サービスのメニューの選定について、所管部とも連携を図りながら検討していきたいと考えます。

○議長（中本正人君）16番 岡本君。

○16番（岡本安弘君）一応、可能であるというようなご答弁であったかと思えます。何度もお話しさせていただくように、高齢者を取り巻く環境というところも、多種多様なニーズというのも、今後たくさん増えてくるわけでございますけれども、現状、この介護保険制度だけではなかなか対応していくのが困難な状況になってきております。介護保険制度が3年に一度、見直しされるわけなんですけれども、改正のたびになかなか高齢者だったりとか、事業所さんには厳しい施策となっていていくというのを、私もひしひしと感じるわけなんですけれども、そういった中で、そしたら、介護保険で賄えていないところは、どうするのかというところになってくるわけで、この生活支援の割合というのは、役割というかは大きくなっていきますし、また今後、地域で支えていく仕組みというのも重要となってくると思っております。

それと、郊外や県外に出られている子どもさんやお孫さんが、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんを思う気持ちとか、ふるさとを思う気持ちというのを、このふるさと納税の返礼品の生活支援サービスとして活用していただければいいのかなというふうに考えております。

高齢者の生活支援のサービスというのは、いろんな専門的なこともございますし、今後、

返礼品の一つとするならば、専門的なそういう仕事を持っておられる職種の方にもかかっていただかないといけないのかなと思うところではありますので、その辺また介護サービス事業所であったりとか、今、お墓掃除をしていただいているようなシルバー人材センターであったり、また、民間企業、株式会社ともしっかりとタッグを組んで、コンソーシアムを形成していく必要があると思えます。今後、今もおっしゃっていただいたように、なかなかハードルも高いのかなというところも感じているわけでございますけれども、先ほどもご答弁いただいたように、本市としても経験や体験、思い出、人間関係、サービス等、目に見えない価値を提供する返礼品の登録にも十分視野を広げていくよということでございますので、その辺また今後、迎えるであろう超高齢化社会にとっては必要な返礼品であると思えますので、調査研究等々、今後必要になってくると思えますので、そのあたりまた、我々も協力できるところは一緒に協力していきたいと思っておりますので、部長、これについては、また一緒に考えていきたいと思えますので、よろしく願います。

以上、質問は終わらせていただきます。

○議長（中本正人君）16番 岡本君の一般質問は終わりました。

この際、10時30分まで休憩いたします。

（午前10時19分 休憩）